

特別養護老人ホーム 野辺地ホーム 令和8.6.1～

月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日毎算定			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		※1	施設介護サービス費		589	659	732	802	871
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6	6	6	6	6
			夜勤職員配置加算(Ⅰ)□		13	13	13	13	13
	看護体制加算(Ⅰ)□			4	4	4	4	4	
	日毎算定費用計 (1ヶ月(30日)あたり)			612 (18,360)	682 (20,460)	755 (22,650)	825 (24,750)	894 (26,820)	
	月毎算定								
		科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40	40	40	40	40	
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10	10	10	10	10	
	月毎算定費用計			50	50	50	50	50	
日毎算定+月毎算定合計 (1ヶ月(30日)あたり)			18,410	20,510	22,700	24,800	26,870		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)□※2 上記日毎算定+月毎算定合計×17.2%			3,167	3,528	3,904	4,266	4,622		
A 介護保険適用費用月額※3			21,577	24,038	26,604	29,066	31,492		
※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。 ※1 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします) ※3 『介護保険適用費用月額』の負担割合は、所得に応じて1割、2割、3割の負担段階が決定されます。									
食費・居住費	日毎算定			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
		食費		300	390	650	1,360	1,445	
		多床室居住費		0	430	430	430	915	
日毎算定費用(多床室)合計 月額(30日計算)			300 (9,000)	820 (24,600)	1,080 (32,400)	1,790 (53,700)	2,360 (70,800)		
その他の費用	日用品費		実費						
	行事等活動費		実費						
	医療費(治療及び健康診断料)		実費						
	理美容代	散髪代	実費						
顔そり代		実費							

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

月額料金目安	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	30,577	33,038	35,604	38,066	40,492
第2段階	46,177	48,638	51,204	53,666	56,092
第3段階①	53,977	56,438	59,004	61,466	63,892
第3段階②	75,277	77,738	80,304	82,766	85,192
第4段階	92,377	94,838	97,404	99,866	102,292

[利用者負担段階]

- 第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
- 第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方
- 第4段階＝市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)
- 第4段階＝年収金額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)
- 第4段階＝年収金額が約1,160万円以上の方(140,100円)
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上